

日本労働年鑑 第58集 1988年版  
The Labour Year Book of Japan 1988

第四部 労働組合と政治・社会運動

III 政党の動向

1 国会と各政党の動き

1 第一〇八通常国会

税制で与野党激突、実質審議なし

第一〇八通常国会は八六年一二月二九日に召集され、会期を八七年五月二七日までの一五〇日間とした。八七年一月の通常国会再開にあたっての勢力は、第77表のとおりである。

この国会では、税制の抜本的改革問題が最大の焦点とされたが、とくに売上税の導入とマル優などの利子非課税制度の廃止をめぐるで与野党が激突し、統一地方選挙が間にはさまれたこともあって、実質的審議がほとんどなされないまま税制改革関連六法案の廃案で決着をみた。他方、八七年度予算案にたいする実質審議はほとんどなされず、とりわけ軍事費については対国民総生産(GNP)比一%枠が突破されたにもかかわらず、政府の当初予算案がそのまま認められる形となった。

税制改革をめぐる攻防

八六年一二月二三日、自民党は「六二年度税制改正大綱」を決定して売上税の新設とマル優の廃止を打ち出した。これにたいして、社・公・民・社民連の野党四党は、八七年一月一六日、売上税等粉砕闘争協議会を設置して反対運動を強化、共産党も一月一七日に池袋駅東口で不破委員長が街頭演説に立つなど、独自に反対運動へのとりくみを強めた。

このようななかで一月二六日に再開された第一〇八通常国会の施政方針演説で、中曽根首相は売上税に言及せず、これを不満とする野党は補充説明を要求して自民党と対立した。二月二日、首相の売上税に関する異例の補足発言で国会は再開され、代表質問が行われた。二月三日、政府は臨時閣議を開いて売上税法案と減税やマル優廃止などを盛った所得・法人税法等一部改正案を正式に決定し、翌二月四日、衆院に提出した。野党が「税制改革に関するすべての法案が提出されぬかぎり審議には応じない」として欠席するなか、砂田予算委員長は職権で衆院予算委を自民党単独で強行開会した。野党はさらに反発を強めて二月五日以降の審議を全面拒否し、二月一二日の税制改革関連法案国会提出終了、二月一七日の砂田委員長の遺憾表明をへて、ようやく二月一九日、予算委が再開され、提案理由の説明がやり直された。

ところが、その後、G5・G7出席のための宮沢蔵相の不在、税制法案関連の政省令提出問題などのために二〇日以降も実質審議はなされず、三月三日に一ヵ月遅れで再開された予算委総括質問も翌四日に公聴会日程づくりへの反発で中断し、五日に自民党単独で公聴会日程を採決、三月一三日の再開も公・民両党の資料提出要求でまたも中断、統一地方選のため、三月一九～二〇日の公聴会の開催と三月三十一日の五〇日間の暫定予算の成立を除いて、四月一四日に三二日ぶりに

総括質問が再開されるまで、国会は休止したままとなった。

四月一五日、衆院予算委で自民党が予算案を強行採決したために国会の混迷はいっそう深まり、四月二一日から衆院本会議の開会が強行されたものの野党は牛歩戦術で抵抗し、二一～二二日の徹夜国会の後、結局、四月二三日、原衆院議長が、(1)売上税法案は議長預りとする、(2)衆院に新たに協議機関を設け、売上税の取り扱いはこの結論をまって措置する—などのあっせん案を文書で提示し、口頭で「審議未了の場合は今国会は廃案にする」と付け加えたため、共産党を除く各党はこれを了承、予算案は衆院を通過した。

これ以後、予算審議は参院に移り、四月二七日の予算委集中審議、五月六日からの総括質問をへて、五月一二日の与野党国対委員長会談で売上税廃案、会期延長なし等が合意され、五月二〇日、六二年度予算が五〇日遅れでようやく成立した。五月二五日、議長あっせんにもとづいて共産党を除く与野党の税制改革協議会が、自民党七、社・公・民各二計一三の構成で発足し、税制改革問題は新たなスタートをきることになった。

## 通常国会で成立した法律

第一〇八通常国会では、政府提出法案一〇〇件のうち、成立したのは七二件、成立率七二%で、過去一〇年間で三番目の低率にとどまった。焦点の税制改革関連六法案をふくむ七件は廃案となり、公害健康被害補償法改正案、防衛二法(防衛庁設置法案・自衛隊法改正案)、拘禁二法(留置施設法案・刑事施設法案)など二一件は継続審議となった。議員提出法案は衆参両院で二五件あり、このうち九件が成立、議決承認案件三件はいずれも承認された。

この国会で成立した主な法案・協定は、(1)不安定雇用地域の総合的雇用対策を確立するとともに「三〇万人雇用開発プログラム」を実施する地域雇用開発等促進法、(2)不況業種の転換をはかるため、特定の事業者・設備・地域を対象に、国が必要な資金の確保につとめ、課税特例措置を講じる産業構造転換円滑化臨時措置法、(3)従来の法律を衣がえし、対象範囲を身障者だけから精神薄弱者をふくむ障害者全体に広げた身体障害者雇用促進法改正、(4)円高で急増した駐留米軍で働く日本人従業員の労務費の一部を、日本政府が負担できるようにするために今後五年間にかぎって設けられた日米地位協定に関する特別協定などである。

## 野党四党、売上税反対で共闘組織を結成

通常国会の再開を前にした八七年一月七日、社・公両党は書記長会談を開いて、社会・公明・民社・社民連の野党四党で国会内に「税制改悪阻止連合闘争本部」を設けることで合意し、翌八日の公明・民社書記長会談で民社党もこれを了承、一月一六日、四野党書記長会談で「売上税等粉碎闘争協議会(粉闘協)」が設置された。野党側が特定のテーマについて国会内共闘組織を結成したのは国会史上前例のないことで、「売上税等反対議員連盟(仮称)」の設立も合意された。

一月一九日、四野党党首と労働五団体首脳が初めて一同に会して会談し、「中曽根政権の退陣をふくむ全面的な政治対決を辞さぬ決意を表明する」との共同闘争宣言を採択して闘争を強めた。翌二〇日には、四野党党首も出席して「粉闘協」の初会合が開かれ、本格的な共闘活動がスタートした。一月下旬から二月にかけて、日本百貨店協会や日本小売業協会などとの懇談会の開催、渋谷駅頭や新宿駅西口での四党合同街頭演説会や共同街頭宣伝、二月一日の「粉闘協」と労働五団体の「税制改悪・売上税粉碎中央集会」(日比谷野外音楽堂)、二月四日の自民党単独衆院予算委強行開会への抗議声明などのとりくみがなされ、四野党共同で税制改革に関する「共同見解案」の骨子がまとめられるというような動きもあった。

二月二七日、野党四党の書記長と労働五団体の事務局長らは「売上税阻止戦術連絡委員会」の初会合を開き、これまで「国会内にかぎる」としていた共闘を国会外にも広げていくことで一致し、ここでの合意にもとづいて、三月二九日、福岡など全国一四都府県で売上税粉碎・統一地方選勝利などをかかげた労働団体の集会が開かれた。東京・代々木公園での労働五団体主催の集会には六万五〇〇〇人が集まり、四野党党首も顔をそろえた。さらに、衆院予算委で強行採決が行われた二日後の四月一七日、東京・日比谷野外音楽堂で開かれた「売上税粉碎・強行採決抗議国民大集会」でも、四野党党首はそれぞれ演説し、売上税の廃案を訴えた。

このような運動のなかで、結局、売上税法案は五月二七日の第一〇八通常国会の閉会とともに廃案となったが、この日、野党四党は、書記長・国対委員長・政審会長合同の会談を開いて国会内共闘組織「売上税等粉碎闘争協議会」の解散を正式に決めるとともに、「税制改革問題については今後も緊密な連携のもと結束して対処する」との声明を発表した(『朝日新聞』五月二八日付)。

日本労働年鑑 第58集 1988年版  
発行 1988年6月25日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 労働旬報社  
\* \* \* \*年 \* \* 月 \* \* 日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---